

Title	南真志野の概況
Sub Title	A brief explanation of Minami-Majino
Author	有賀, 喜左衛門(Ariga, Kizaemon)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1962
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.1 (1962.) ,p.45- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	村落における氏神祭祀組織と政治・経済構造との関連： 長野県諏訪市湖南南真志野：中間報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000001-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南真志野の概況

A Brief Explanation of Minami-Majino

有賀喜左衛門

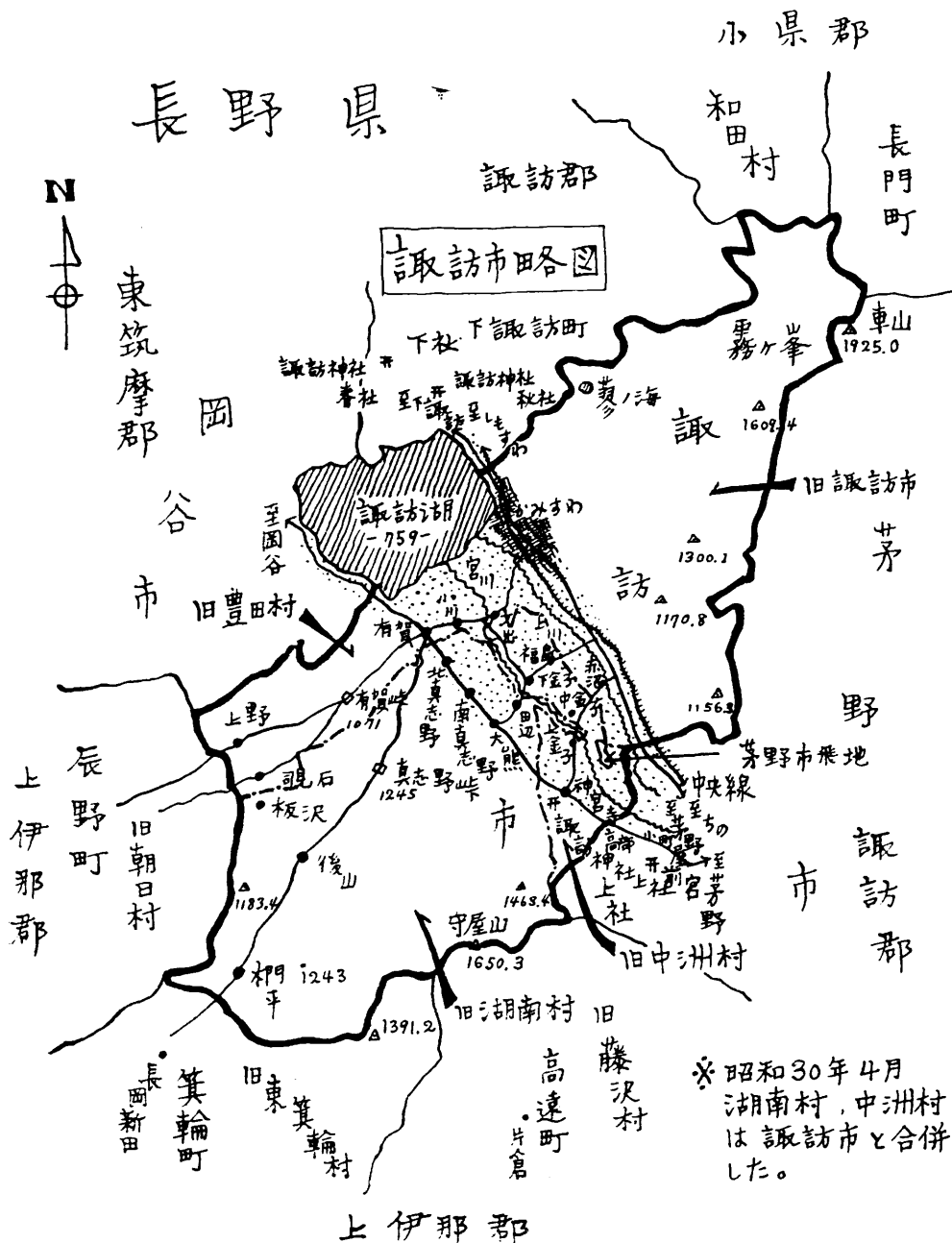
Kizaemon Ariga

南真志野部落は昭和 30 年に諏訪市に合併させる以前は諏訪郡湖南村に属した。現在の諏訪市湖南地区は湖南村を継承したものであるが、湖南村は明治 7 年に北真志野、南真志野、大熊、田辺、後山、板沢、梶平の七つの部落を合併して成立した連合戸長役場を持つ連合村であり（第十五大区六小区にあたる）、明治 18 年には長野県令により同様に成立した中洲村と共に連合役場事務扱所を設置して、一つの新しい連合村として再構成された後、明治 22 年に施行された市制町村制によって、中洲村と分れ、湖南村として出発した⁽¹⁾。七つの部落の中前四者は江戸時代に本村であり、後三者はこれらの中から派出された新田村として成立した部落であった。湖南地区は諏訪市の南西部に位置し、北東に豊田地区旧豊田村を隔てて諏訪湖をのぞみ、それに続く諏訪湖デルタ地帯をその地区に抱え、そこに水田がひろがっている。南西は赤石山脈の北端が天竜川口に終るやや丘陵状の山脈に包まれ、標高はさまで高くはないが、傾斜は諏訪盆地側に急峻であり、真志野峠の分水嶺を越えた伊那側に緩い傾斜を見せている。湖南地区の南西の境に上伊那郡旧朝日村（現辰野町）及び旧東箕輪村（現箕輪町）に接し、その境

は分水嶺からはるかに下方にのび、広大な山野を擁し、その中に前記三新田は散在している。一方北真志野、南真志野及び大熊の三部落は分水嶺の北東斜面の丘陵の中腹に北から南へと並び立地し、集落はほとんど相接し、丘陵の下に諏訪湖デルタ地帯の水田をひかえているが、独り田辺のみ諏訪湖デルタ地帯の中に宮川に臨んで立地している。

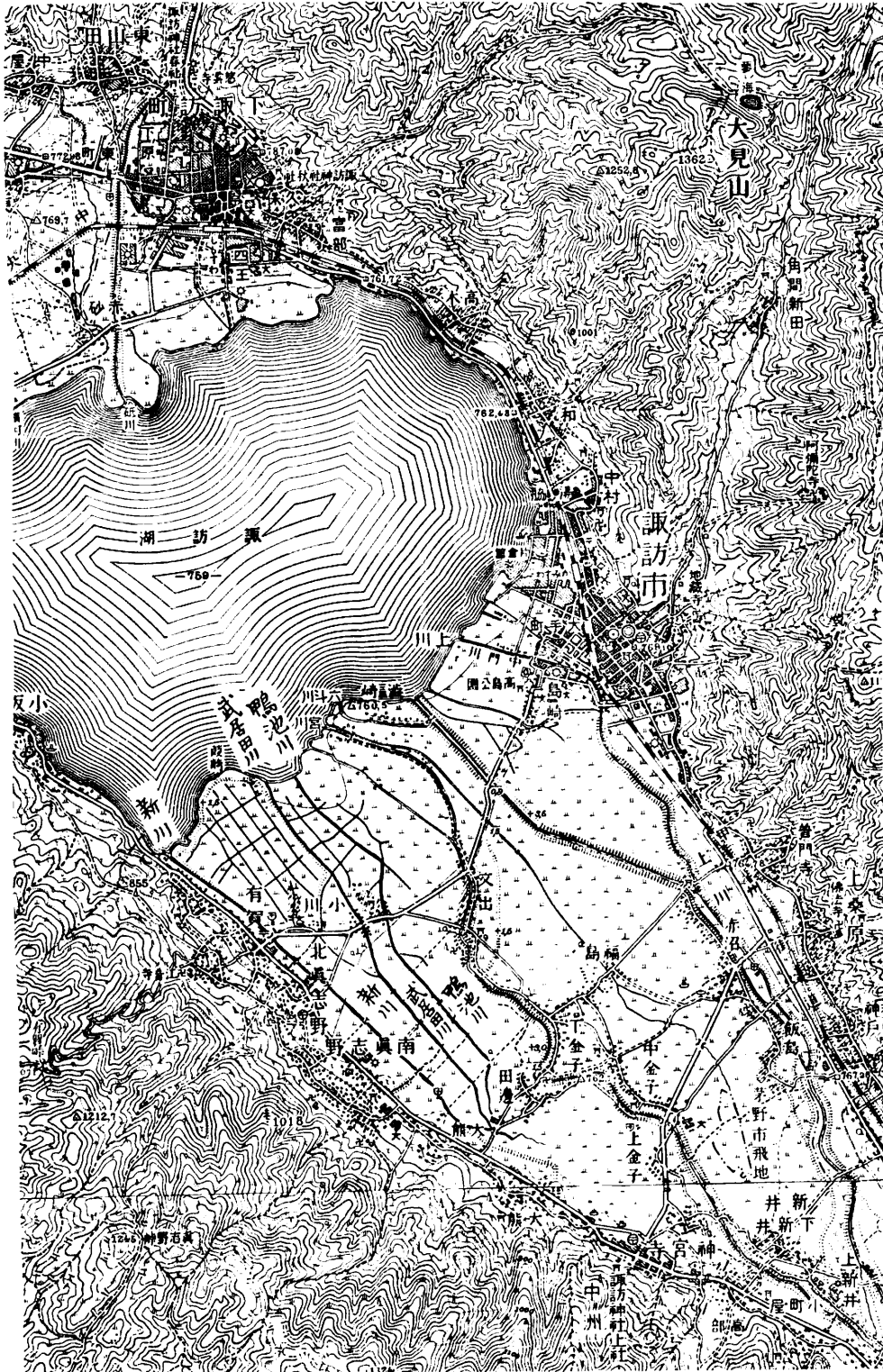
これらの水田の灌漑は全体として見れば八ヶ岳に源を持つ宮川の水を主とするものであって、その分流は前記山脈から出る小流の水を合流させて田辺用水川、鴨池川、武居田川、新川となり、これらはいわゆる沖田を灌漑している。丘陵下の集落についた前田を灌漑する水は主として丘陵の奥から流れ出る諸小流であり、権現沢、唐沢は大熊山より出で大熊の用水となり、砥沢は大熊と南真志野の間を流れ、大熊と南真志野の南沢の用水となっている。野明沢は真志野山に発し、南真志野のつ四の沢に分水されるが、沢の名を南沢、野明沢、仲村沢、西沢といっている。これは小流の名称ではあるが、この小流に沿った地域を同名の四つの小部落に区分して、南真志野の村落組織が構成されているので、沢とは小流の名称であると同時に四区分の地域の名称ともなっている。それ故四つの沢は四つの沢の住民の用水となっている。同じく真志野山に発する、中ノ沢は北真志野の用水となっているが、これらの用水は戦後簡易水道

⁽¹⁾ 明治 2 年高島藩主諏訪忠礼は藩籍奉還し、同 4 年廃藩置県、高島県おかれ、忠礼県知事となる。同年高島県廃され筑摩県おかれ、県庁は松本にあり、同 9 年筑摩県は長野県に合併し、県庁は長野におかれた。



* 昭和30年4月
湖南村、中洲村
は諏訪市と合併
した。

註 国土地理院五万分の一地図により下社春宮及び秋宮を春社、秋社と記入した。



前宮

の設置される以前には一部では飲用水としても使用されたが、同時に食料、食器、道具を洗い、手足洗や洗濯に用い、また前田の灌漑用水として極めて重要なものであったし、明治初期以後製糸業勃興するやその水車用水ともなり、消火用水ともなる多面的な用途を持ち、村落生活ときりはなせないものとなっていた。これらの水は前田をひたした後沖田の諸川に注いで諏訪湖に落ちている。

真志野は鎌倉時代の記録に表れた古村であり、その南北に分れた年代は不明であるが、近世初頭と考えられる。南北に分れたのは近世の藩制における行政村としての分立であったと思われるが、分立以後においても極めて緊密な関係があった。その一つは広大な入会山野の地元村であったことと諏訪大社大祭の御頭郷の親郷として一つの村の如き結びつきを持っていた事であった。まず前者について見れば前にふれたように真志野峠の分水嶺の西側に広大な入会山が存在したが、入会山は内山と外山とに分れていた。内山とは外山に対して各部落単独の入会山野を指したが、大熊や田辺がそれぞれの内山を持っていたのに比して、真志野は南北に分れた後でも内山を共有していた。これを真志野山と称した。ただ分村以後両村が入会使用する範囲が次第に分れる傾向が生じたが、境界は確定していなかった。昭和のはじめに到ってはじめて分割された。外山についてはその大きなものは三つあり、日向入山、日影入山及び青山であった。日向入山は旧湖南村と上伊那郡旧東箕輪村との地籍を含んでいたが、湖南村地籍の2350町6反の場所については南北真志野を地元とし、東箕輪村長岡を相地元とし、入会村落は東箕輪村南北小河内、朝日村樋口、沢底、赤羽、諏訪郡豊田村有賀、上野、文出、小川、中洲村下金子、湖南村後山、大熊であった。同じく日向入山の東箕輪地籍の608町、360町及び72歩の三か所については地元は東箕輪村長岡であり、相地元は南北真志野であり、其他の村落は各種の権利で入会していた。青山については湖南地籍は440町1反2畝歩と朝日村地籍55町歩とに分れていたが、前者においては地元は南北真志野、相地元は朝日村沢底であり（入会村略）、後者においては地元は沢

底、相地元は南北真志野であった（入会村略）。日影入山については南北真志野と上伊那郡旧東箕輪村長岡、南北小河内、旧藤沢村片倉、旧手良村福与、入ッ手、旧中箕輪村松島との間に宝永元年地元争いの訴訟が行われたが、双方に確証がなかったので、地元取放しとなり、平等の入会権が裁定され、山銭五貫文を前記九か村が高割で負担することになった。この時も行政的には南北真志野は別の村になっていたが、地元権利の主張は一つになっていた。これらの外山において南北真志野が一体として地元、もしくは相地元として強大な権利を持っていたことがわかる。

次に御頭郷における一親郷として南北真志野両村は一体のものとして近世を終始したことである。これは後にふれるであろうが、近世藩制が成立して、諏訪においても知行の内容が変化したので、有力な地頭が各村落に居住する形が消滅し、各村々は藩の直接支配に次第に移った。中世においては、諏訪大社の大祭に御頭奉仕をするものは、各地に存在する諏訪家の氏人（地頭）であったが、近世にはもはやこの奉仕の形式を続けることはできなくなった。慶長19年藩主諏訪頼水の時に村々の一定の組合せによって大祭の御頭を奉仕する制が新たに作られた。諏訪神社の一年間の諸大祭を勤仕するには大きな費用を要したので、当時領内79か村を15組に割り、御頭郷と称しこれに御頭役を勤仕させる制度となった。各御頭郷には一つの親郷といくつかの枝郷があり、各御頭郷内の各村の石高を合せると大体1700石前後となるように仕組まれた。南北両真志野は真志野郷の名称によって、両村は一つの親郷を勤めた。この御頭郷における枝郷ともに石高をあげれば、

	石	
真志野郷	1146.3	旧湖南村、現諏訪市
乙事村	113.6	旧本郷村、現富士見町
稗之底村	36.03	旧本郷村、絶村
田端村	64.58	旧境村、現富士見町
池之袋村	9.5	旧境村、現富士見町
塩沢村	134.19	旧米沢村、現茅野市
計	1504.20	

この石高は慶長19年現行のものであり、当時に

において真志野が石高の上でも有数の村落であったことは明かであるが、親郷にえらばれたことは単に石高が多かったという理由のみによるのではなかった。次に 15 の御頭郷の親郷の石高をあげる。

有賀郷	518.0石
小坂郷	209.5
南大塩郷	954.8
千野郷	230.6
田辺村	653.0
上金子	1035.57 (北方南方栗林両御頭)
福嶋郷	278.8
上原郷	976.17
中金子	680.11
上桑原郷	1046.0
大熊郷	428.9
真志野郷	1146.3
下桑原郷	85.34
矢崎郷	931.15

これらの親郷は多くは古い歴史を持ち、神氏の有力な氏人の居住した村落であったように思われる。大祝職位事書⁽¹⁾の建武2年大祝頼継兵部の記の中に次のものがある。

(前略)

次祭礼次第、五官祝、次十四仁小祝と米銭、布あつめて神事勤仕申候なり

千野神主	白米三升	二百文
上原神主	白米三升	二百文
古田神主	白米三升	百文 古田
	三ヶ村	百文 南大塩
		福沢 三十二文
		中村布代六十五文
矢崎神主	白米三升	二百文
栗林神主	白米三升	二百文
于草 勘	白米三升	二百文
とちの木勘	白米三升	二百文
下桑原神主	白米三升	二百文
真弓 勘	白米三升	二百文
ミネ 勘	白米三升	二百文
前宮神主	白米三升	二百文
真志野神主	白米三升	二百文
宮と神主	白米三升	二百文

野屋き神主 白米三升 二百文
 惣神主諸社人何も同前
 (後略)

これは大祝の即位儀式の時本社五官祝と村々の小祝十四人とが参列勤仕したことを示している。この十四人の小祝を村代神主ともいった。この中に出て出る村名で慶長御頭郷の親郷に出て来るものが七つある。千野、上原、古田(南大塩)、矢崎、栗林(上金子)、下桑原、真志野がそれである。これらの多くは古い時代から神氏の有力な氏人の居住していた村落であり、そうでなくても領主直轄領として諏訪領の中で重要な地点と見られていた。さらに真弓湛神主と野焼神主とは真志野に関係があったと考えられている。真弓湛の木の所在は北真志野であるとも、南真志野であるともいわれている(諏訪史蹟要項 17 諏訪市湖南篇)野焼神主は南真志野の鎮守習焼神社(野明明神)に関係があるといわれている(同上)。これらと真志野神主との関係は明白ではないとしても、真志野が諏訪領内の重要な村落であったことは明かである。承久2年の記録(後出)にも真志野廿五間の内神主二間とあるのを見ても、古くから真志野には神氏配下の有力な豪族二人が居住していたように思われる。そしてそれは諏訪神社の末社の神主をつとめていたのであろう。

すでにふれたように南真志野は比較的急峻な傾斜面に集落をひろげ、山頂に近く林野を持ち、集落の周囲に畑をひらき、諏訪湖デルタに水田を持ち、附近の村落は相接していたので、古くより耕地は比較的少かったと思われる。諏訪湖デルタの水田は古来諏訪湖の汎濫の危険が多く、低湿地で耕作条件は必ずしもよくなかった。昭和7年天龍川口の堀下げと水門の設置により、諏訪湖の水位が下げられると共に、宮川、鴨池川、武居田川、新川等の改修と耕地整理が行われて以来条件は全く改善され、農家の努力と相まって収穫量は現在では全国最高水準に達している⁽²⁾。しかし古来過小経営が支配的であり、寛文十三年の宗門帳によると、相当多くの武家奉公があり、当時すでに城下町高島の近郊村の性格を持っていた。当時から江

⁽¹⁾ 諏訪史料叢書巻八

⁽²⁾ 藤森平右エ門氏資料常盤政治前掲論文参照

戸稼や中馬稼が多く、村落のいわゆる封鎖性は早くより崩れていたように思われる。明治時代以来諏訪地方に著しく発展した養蚕業、蚕種業並びに製糸業及び寒天製造の渦中に村落生活は展開したので、南真志野もまたこれらの産業が勃興し、これによって村落生活は経済的にも文化的にも外部との交渉を激化せざるを得なかった⁽¹⁾。

農地改革前の土地所有状態を湖南地区について見ると、地主層の所有地の80%が在村地主の所有地であり、小作地の71%が在村地主によって貸付られていた。しかも在村地主の所有地の約70%が自作地であったのであるから、多くの地主は小規模であり、そのほとんど全部が耕作地主であった。一個人で三町歩以上の解放したものは1戸のみであった。在村地主にして土地を解放したものの195戸のうち170戸(82%)は5反未満の解放であった。

戦前の地主として昭和13年現在において見れば、北真志野に約66反、59反、38反の三人位であるが、製糸業に発展した人々においても、地主としての発展は著しくなかった。南真志野について見れば農地改革の時の地主は龍雲寺43反5畝、善光寺35反3畝の外に金子金吾氏(現口東光学株式会社々長)の22反3畝があり、金子氏は所有地の内13反8畝を貸付けていた。したがって、南真志野の農家の多くが小経営の自作ないし小作であったことがわかる。紙数の都合から

ここでは精密な統計をあげることをすべて省略しておくが、他部落特に北真志野の地主の所有地も入り組んでいた。

これらの農家は明治以降養蚕業を主として、水田耕作を営み農閑期に出稼ぎするものが多く、特に冬季製糸会社の購買人となり、京浜葉地方の海苔屋または海苔栽培に稼ぐものが多く見られた。第二次大戦後においては戦争による養蚕、製糸の衰退のため適当の副業を失って営農上の苦惱は深刻化した。しかし戦時中に諏訪市や岡谷市等に疎開した工場や戦後増加した精密工業への通勤者を次第に増加せしめた。農地改革によって湖南村総耕地の31%に当る面積が自作地化したので、それ以外の自作地と合すると総耕地面積の91%が自作地となり、小作地は今や10%未満となった。この状態は南真志野自体についても大体あてはまるであろう。南真志野における経営面積の規模別階層を示すと次の如くである(昭和34年)

	0	反 ~3	反 3~5	反 5~7	反 7~10	反 10~	合計	最高経営 面積 反
南 沢	9戸	24	6	7	8	2	56	13.317
野 明 沢	7戸	15	4	4	8	4	42	11.706
仲 村 沢	9戸	18	6	5	10	4	52	13.621
西 沢	16戸	12	8	8	12	6	62	13.006
	41戸	69	24	24	38	16	212	

農地改革は小作農家の生活に多少のゆとりを与えたとしても、このような過小経営を補足する条件が近傍都市で発展して来たので今や通勤による兼業化へ急速に傾斜しつつあることは当然である⁽²⁾

⁽¹⁾ 大正八年には湖南村全体において製糸業9、寒天製造業3に達した。製糸業職工数男111人女998人であった。(村勢要覧)

⁽²⁾ 常盤論文参照